

中央交通安全対策会議専門委員会について

1 専門委員

中央交通安全対策会議（会長：内閣総理大臣、委員：関係 14 大臣）に、専門の事項を調査させるため必要があるときは、専門委員を置くことができるとされており（交通安全対策基本法第 15 条第 4 項）、昭和 46 年度から始まった第 1 次交通安全基本計画の作成以来、交通安全基本計画の作成に当たっては、専門委員会を開催し、交通安全に高い識見を備えた学識経験者等から意見を聴いている。専門委員は、内閣総理大臣が任命する。

第 12 次交通安全基本計画の作成に当たって、20 名の専門委員が本年 3 月 1 日に任命された。

2 会議の開催

令和 8 年度から始まる第 12 次交通安全基本計画は、令和 8 年 3 月までに中央交通安全対策会議において決定される必要があるため、専門委員会を、本年 3 月から約 1 年間、5 回程度開催する。

3 資料の公開等

- ・ 専門委員会会議は非公開。
- ・ 専門委員会会議の終了後速やかに議事要旨を作成し、会議資料とともに内閣府ホームページに掲載。
- ・ 専門委員会会議の議事録を作成し、各専門委員に確認の上、内閣府ホームページに掲載。

4 国民等からの意見聴取

- ・ 第 12 次交通安全基本計画に盛り込むべき事項について、都道府県、関係団体等に対して照会（現在集計中）。
- ・ 本年 10 月頃までに交通安全基本計画中間案を作成し、同案に関し公聴会の開催、意見募集（パブリックコメント）を予定（本年秋頃）。
- ・ これら政府に寄せられた国民の意見等については、適宜、専門委員会会議において報告。

今後のスケジュール（予定）

令和7年	3月6日	第1回専門委員会議
	5月19日	第2回専門委員会議 主な議論事項試案について
	7月中旬	第3回専門委員会議 第12次交通安全基本計画骨子案について
	9月下旬	第4回専門委員会議 第12次交通安全基本計画中間案について
※ 公聴会、パブリックコメント等		
令和8年	1月下旬	第5回専門委員会議 第12次交通安全基本計画案について
	3月	中央交通安全対策会議 第12次交通安全基本計画の決定